

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 10 月 1 日
担 当 課	清掃施設整備課 日暮クリーンセンター

契約業者名・住所	カナデビア株式会社 東京本社・東京都品川区南大井六丁目 2 6 番 3 号
工事等の名称	日暮最終処分場定期整備修繕
工事等の場所	松戸市五香西五丁目 3 5 番地の 8
種 別	修繕
工事等期間	令和 8 年 9 月 2 日から令和 9 年 3 月 3 1 日
契約金額	3,190,000 円
工事等の概要	日暮最終処分場排水処理施設の装置機器および処分場内の点検整備を実施する。
随意契約の理由	本修繕は、日暮最終処分場排水処理施設の装置機器および処分場内の点検整備を実施するものである。 本修繕業務実施に際しては、稼動中の装置機器および処分場内の点検整備を行なうが、施設運転に支障をきたさない様に実施しなければならない。排水処理施設は、単体の装置機器が稼動しているだけではなく、各装置機器が複雑に連動しながら稼動していることから施設全体を総括的に把握し、施設を熟知している者が修繕を実施する必要がある。他のプラントメーカーでの点検整備を実施する場合は、施設の運転停止の発生や安定した放流水質の確保が困難となることが懸念される。 本排水処理施設はユニチカ株式会社が設計・施工したものであるが、平成 23 年 3 月に環境事業部門の内、水処理施設に関する事業（過去の施設を含む）をアタカ大機株式会社へ事業譲渡（要員含む）し、さらにアタカ大機株式会社は平成 26 年 4 月に日立造船株式会社（現カナデビア株式会社）に吸収合併したことから、当排水処理施設および処分場について熟知している。

	以上のことから、カナデビア株式会社が本修繕を実施することが最適と思慮される。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、カナデビア株式会社と随意契約することとし、併せて選定理由とする。
--	---